

広島県訓令第十二号

本 庁
地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部を改正する訓令

地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令（昭和三十九年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第一号を次のように改める。

- 一 総務部総務管理局の事務を担当する副知事

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。